

船員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第一〇号）（国土交通省）

一 船員法第一〇四条第一項の規定により市町村が処理する事務に関する政令の一部改正関係
船員法の規定による事務のうち国土交通大臣の指定する市町村長が行うものについて、船員手帳の再交付を明確にすること等所要の改正を行うこととした。（第一項関係）

二 船員法関係手数料令の一部改正関係
手数料の額を定める対象となる事務について、船員手帳の再交付を明確にすること等所要の改正を行うこととした。（第一号関係）

三 所得税法施行令の一部改正関係
所要の改正を行うこととした。（第一五四条第二項関係）

四 船員の雇用の促進に関する特別措置法施行令の一部改正関係
船員雇用促進センターが行う船員労務供給事業に係る特例として船員法の規定を適用する場合における技術的読替えについて所要の改正を行うこととした。（第四条関係）

五 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正関係
地方公共団体の手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして定める事務のうち手数料を徴収するものについて、船員手帳の再交付を明確にする改正を行うこととした。（表六の項関係）

六 船員職業安定法施行令の一部改正関係
一 船員派遣事業の許可の欠格事由となる船員法の規定として政令で定めるものについて所要の改正を行うこととした。（第一一条関係）
二 船員派遣事業に係る特例として船員法第一一八条の四第四項の規定を適用する場合における技術的読替えを定めること等所要の改正を行うこととした。（第二条及び第四条関係）

七 この政令は、船員法の一部を改正する法律の施行の日から施行することとした。

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（政令第一一号）（総務省）

1 電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の試験科目について試験を免除する場合における手数料の額を定めることとした。（第一〇条関係）
2 この政令は、平成二五年二月一日から施行することとした。

一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一二号）（環境省）
次に掲げる廃棄物を特別管理産業廃棄物として追加することとした。（第二条の四関係）
（一） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七号第三号、第五号及び第一三三の二に掲げる産業廃棄物焼却施設（一・四一ジオキサンを含む廃棄物の処分用に供する施設に限る。）において生じたばいじん及び当該ばいじんを処分するために処理したものであって、一・四一ジオキサンを基準以上含むもの
（二） 水質汚濁防止法施行令別表第一第一二八号、第三三三号イ及び、第三三七号チ、第三八二の二、第四七二の二、第五〇号、第六六号の二並びに第七二の二に掲げる施設、廃油の蒸留施設（一・四一ジオキサンの回収を行うものに限る。）、一・四一ジオキサンによる表面処理施設並びに一・四一ジオキサンを含む塗料を使用する塗料施設において生じた廃油（廃溶剤）（一・四一ジオキサンに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（一・四一ジオキサンを基準以上含むものに限る。）

（三） 水質汚濁防止法施行令別表第一第二二一、二二二、二二三号イからニまで、リ及びヌ、第三七号イからハまで、チ及びタ、第三八号の二、第四六号イ、ロ及びニ、第四七号ロからホまで、第五〇号、第六六号の二、第七二の二に掲げる施設、廃油の蒸留施設（一・四一ジオキサンの回収を行うものに限る。）、一・四一ジオキサンの回収を行うものに限る。）、一・四一ジオキサンによる表面処理施設並びに一・四一ジオキサンを含む塗料を使用する塗料施設において生じた廃油（廃溶剤）（一・四一ジオキサンに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（一・四一ジオキサンを基準以上含むものに限る。）

（四） ジオキサンによる表面処理施設並びに一・四一ジオキサンを含む塗料を使用する塗料施設において生じた廃油（廃溶剤）（一・四一ジオキサンに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（一・四一ジオキサンを基準以上含むものに限る。）

（五） ジオキサンを含む塗料を使用する塗料施設において生じた廃油（廃溶剤）（一・四一ジオキサンに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（一・四一ジオキサンを基準以上含むものに限る。）

（六） ジオキサンを含む塗料を使用する塗料施設において生じた廃油（廃溶剤）（一・四一ジオキサンに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（一・四一ジオキサンを基準以上含むものに限る。）

（七） ジオキサンを含む塗料を使用する塗料施設において生じた廃油（廃溶剤）（一・四一ジオキサンに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（一・四一ジオキサンを基準以上含むものに限る。）

る塗装施設を有する工場又は事業場において生じた汚泥、廃酸又は廃アルカリ及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものであって、一・四一ジオキサンを基準以上含むもの

2 海洋投入処分が禁止される産業廃棄物として、一・四一ジオキサンを基準以上含む廃棄物を追加することとした。（第六条関係）
3 1の（一）に掲げるばいじん及び（三）に掲げる汚泥について埋立処分の基準を定めることとした。（第六条及び第六条の五関係）
4 この政令は、平成二五年六月一日から施行することとした。

自衛隊法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一三三号）（防衛省）
自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第一〇〇号）の施行期日は平成二五年三月二六日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は同年二月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二六年四月一日とし、同条第四号に掲げる規定の施行期日は平成二八年四月一日とすることとした。

自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一四四号）（防衛省）
一 自衛隊法施行令の一部改正関係
1 陸上自衛隊の方面隊及び旅団の編成を改めることとした。（第七七条及び第二二条の二関係）
2 航空自衛隊の航空総隊及び航空支援集団の編成を改めることとした。（第二八条の二及び第二八条の五関係）
3 陸上自衛隊座間駐屯地を新設し、その位置を定めることとした。（別表第七関係）
二 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部改正関係
1 ジェット機の乗員等に対する航空手当の月額を改めることとした。（第一二条関係）
2 准空尉以上の航空自衛官に対して作業外被を貸与することとした。（別表第九関係）

三 施行期日等
1 この政令は、一部の規定を除き、自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第一〇〇号）の施行の日（平成二五年三月二六日）から施行することとした。
2 平成二五年二月一日から平成二六年三月三十一日までの間、航空手当について経過措置を設けることとした。

（一） ジオキサンを含む塗料を使用する塗料施設において生じた廃油（廃溶剤）（一・四一ジオキサンに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（一・四一ジオキサンを基準以上含むものに限る。）

（二） ジオキサンを含む塗料を使用する塗料施設において生じた廃油（廃溶剤）（一・四一ジオキサンに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（一・四一ジオキサンを基準以上含むものに限る。）

（三） ジオキサンを含む塗料を使用する塗料施設において生じた廃油（廃溶剤）（一・四一ジオキサンに限る。）及び当該廃油を処分するために処理したもの（一・四一ジオキサンを基準以上含むものに限る。）